

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって本件特定事件は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

これをもって、昭和五十八年第四回福生市議会定例会を閉会いたします。
午後一時三十一分 閉議、閉会

署名議員

福生市議会議長 田村市郎
議員 木村徳蔵
議員 原 敏子
議員 遠藤洋一
議員 小野澤 久

⑦ 福総庶発第二千四百七十二号

昭和五十八年十二月十五日

福生市長 田村 匡 雄 印

福生市議会議長

田村市郎 殿

追加議案の送付について

昭和五十八年第四回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

一 議案第百二号 福生市議会の議員の昭和五十八年十二月期期末手当の支給割合を定める条例

二 議案第百三号 福生市の一般職員の昭和五十八年十二月期期末手当の支給割合を定める条例

議案第百号

医療保険制度改正に反対する意見書

右の議案を提出する。

昭和五十八年十二月十二日

提出者 仲村清信
賛成者 石川栄保

村尾栄次
指田保雄
原敏子
齋藤巽
井上寅吉
赤星行人
〃
〃
〃
〃
〃
〃

福生市議会議長

田村市郎殿

医療保険制度改正に反対する意見書

われわれ国民は、国民皆保険制度のもとに適正な医療を受けつつ、みずからの健康を守ってきた。

医療は、国民の生命維持及び健康増進を図り、国民が幸せな社会生活を送るために必要欠くべからざるものである。

しかるに厚生省は、昭和五十九年度予算の概算要求にあたり、厳しい財政事情を理由に、健康保険法を改正し、国民健康保険や国保組合に対する国庫補助の削減、被用者保険本人給付の十割から八割への引き下げ、受診時の患者負担の増加を求める等、地方自治体や国民に財政的な負担を押しつける動きを強めている。これは国民の早期受診、早期治療の抑制、治療の中断等、国民の疾病予防や保健対策を軽視するものであり、ひいては医療保険制度の基本を否定するものである。

よつて、当市議会は、国民の医療を守る立場から医療保険制度の改正に反対するものである。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和五十八年十二月二十日

福生市議会議長

田村市郎

内閣総理大臣

厚生大臣

大蔵大臣

自治大臣

殿

議案第百一号

国道十六号線拡幅工事促進に関する意見書

右の議案を提出する。

昭和五十八年十二月十三日

提出者

加藤

謹之助

賛成者

在

原博

〃

高

水惣

〃

堀

川實

〃

石

川泰一

〃

木

村徳藏

〃

宮

沢良一

〃

関

米吉

福生市議会議長

田村市郎 殿

国道十六号線拡幅工事促進に関する意見書

福生市を通過する国道十六号線の拡幅整備計画につきましては、交通量の増加、これに伴う交通事故の激増等から福生市はもちろん、関係者の永年にわたる懸案事項でありましたが、国においてもその必要性を認め、数年前から事業を進めております。

すでに米軍横田基地のうち、拡幅予定地については用地確保も終わり舗装整備を待つのみとなつております。

しかしながら、残された民地の拡幅部分については、国の財政難を理由に用地買収も大幅に遅れ、事業の完成は、全く見通しが立たないと聞いております。

特に沿線商業者は、国の事業と呼応して全体的な店舗改造を計画しているが、これも止むを得ず頓挫している状況であります。

こうした状況を考えるとき、国の計画の遅れは、協力を約束した地元関係者の期待を裏切るだけでなく、今後の道路行政に対する沿線住民の信頼を損うことにもなりかねません。国道十六号線の拡幅整備事業については官民のすべてが熱望し協力する事業でありますので、一日も早く完成されるよう、地方自治法第九十九条第二項の規定に基づき意見書を

提出いたします。

昭和五十八年十二月二十日

福生市議会議長

田村市郎

大蔵大臣

建設大臣

殿

関東地方建設局長

相武国道事務所長

陳情第五十八―十九号

厚生省の食品行政に関する陳情書

私ども福生市の各団体は、主婦の活動集団として、自らの啓発を基盤として、地域のよりよい暮らしのために、学習し、活動してまいりました。食品のあり方も、その大きな柱です。

このたび市場開放を求める外国からの強い要請からとはいえ、一九七二年の「食品添加物は可及的にへらす方向」という国会決議を無視した厚生省の施策に対して、次の事項について関係行政機関に意見書を提出されるよう陳情いたします。

記

- 一、発ガン物質BHAの禁止延期措置を早急に解除されたいこと。
- 二、今後残るA1リストの食品添加物の追加許可は、なされないこと。
- 三、非関税障壁をとり除く分野は、安全性を損わない領域であるべきこと。
- 四、日本特有の食事情、食文化のあることを思い、食品行政の主体性を貫かれたいこと。
- 五、現在の食品衛生調査会のしくみを見直されたいこと。
- 六、今回十一品目許可に見られるような国民不在の決定であつてはならないこと。

昭和五十八年十二月十三日

陳情者

福生市本町二

福生生活学校連絡会

会長 天田君子 印

福生市議会議長

田村市郎 殿

写

福総庶発第二千四百八十一号

昭和五十八年十二月十六日

福生市長 田 村 匡 雄 印

福生市議会議長

田 村 市 郎 殿

議案の訂正について

昭和五十八年第四回福生市議会定例会に提案した議案について、次のとおり訂正したいので、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

一 議案第八十三号 昭和五十八年度福生市一般会計補正予算(第四号)

訂 正 箇 所	誤	正
14頁(款)2総務費(項)1総務管理費 (目)2人事管理費 説明の欄中	⑬職員研修委託料	⑬自治大学校 研修委託料

陳情書の取り下げ願について

昭和五十八年九月六日付で提出いたしました「都営武蔵野台^(二丁目)団地（仮称）建設計画に関する陳情書」は、都合により取り下げたいと思しますので、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

昭和五十八年十二月七日

陳情者代表

福生市武蔵野台二丁目

中野泰雄印

福生市議会議長

田村市郎殿

における飛行回数等

(本會議資料)

昭和58年12月20

(昭和58年)

[illegible]